

○金融
国土交通省 告示第 号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十六条の三第一項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準の一部を改正する告示

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成十三年金融
国土交通省 告示第一号）の一部を次のように改正する。

第2の1の(1)の⑥のイ中「4,100円」を「4,200円」に改める。

第2の1の(1)の⑥のイの(イ)中「2,050円」を「2,100円」に改める。

第2の2の(1)及び(3)中「5,700円」を「6,100円」に改める。

第2の3の(1)中「4,200円」を「4,300円」に改める。

第3の1の②中「58歳以上」を「59歳以上」に改める。

第3の2の①の①の表中「1,600万円」を「1,650万円」に、
「1,163万円」を「1,203万円」に改める。

第3の2の①の②の表中「1,100万円」を「1,150万円」に、
「958万円」を「998万円」に、
「829万円」を「861万円」に、
「712万円」を「737万円」に、
「599万円」を「618万円」に、
「498万円」を「512万円」に、
「409万円」を「419万円」に、
「324万円」を「331万円」に、
「245万円」を「249万円」に、
「187万円」を「190万円」に、
「135万円」を「136万円」に、
「93万円」を「94万円」に改める。

第3の2の②の①中「1,800万円」を「1,850万円」に、
「1,333万円」を「1,373万円」に改める。

第3の2の②の②中「1,300万円」を「1,350万円」に、
「1,128万円」を「1,168万円」に、
「973万円」を「1,005万円」に改める。

第4の1を次のように改める。

1 葬儀費

葬儀費は、100万円とする。

第4の2の①の②及び②の③中「58歳以上」を「59歳以上」に改める。

第4の3中「350万円」を「400万円」に改める。

別表Ⅱ―1から別表Ⅳまでを次のように改める。

就労可能年数とライズニッツ係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表

年齢 歳	幼児・児童・生徒・学生・ 右欄以外の働く意思と 能力を有する者		有職者・家事従事者	
	就労 可能 年数	係 数	就労 可能 年数	係 数
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

(2) 18歳以上の者に適用する表

年齢 歳	就労 可能 年数	係 数															
18	49	25.502	39	28	18.764	60	12	9.954	81	5	4.580	102~	1	0.971			
19	48	25.267	40	27	18.327	61	12	9.954	82	4	3.717						
20	47	25.025	41	26	17.877	62	11	9.253	83	4	3.717						
21	46	24.775	42	25	17.413	63	11	9.253	84	4	3.717						
22	45	24.519	43	24	16.936	64	11	9.253	85	4	3.717						
23	44	24.254	44	23	16.444	65	10	8.530	86	3	2.829						
24	43	23.982	45	22	15.937	66	10	8.530	87	3	2.829						
25	42	23.701	46	21	15.415	67	9	7.786	88	3	2.829						
26	41	23.412	47	20	14.877	68	9	7.786	89	3	2.829						
27	40	23.115	48	19	14.324	69	9	7.786	90	3	2.829						
28	39	22.808	49	18	13.754	70	8	7.020	91	2	1.913						
29	38	22.492	50	17	13.166	71	8	7.020	92	2	1.913						
30	37	22.167	51	16	12.561	72	8	7.020	93	2	1.913						
31	36	21.832	52	16	12.561	73	7	6.230	94	2	1.913						
32	35	21.487	53	15	11.938	74	7	6.230	95	2	1.913						
33	34	21.132	54	15	11.938	75	7	6.230	96	2	1.913						
34	33	20.766	55	14	11.296	76	6	5.417	97	2	1.913						
35	32	20.389	56	14	11.296	77	6	5.417	98	2	1.913						
36	31	20.000	57	14	11.296	78	6	5.417	99	2	1.913						
37	30	19.600	58	13	10.635	79	5	4.580	100	2	1.913						
38	29	19.188	59	13	10.635	80	5	4.580	101	2	1.913						

(注) 1. 18歳未満の有職者及び家事従事者並びに18歳以上の者の場合の就労可能年数については、

(1) 52歳未満の者は、67歳とその者の年齢との差に相当する年数とした。

(2) 52歳以上の者は、「第22回生命表(完全生命表)」による男又は女の平均余命のうちいずれか短い平均余命の1/2の年数とし、その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた。

2. 18歳未満の者(有職者及び家事従事者を除く。)の場合の就労可能年数及びライズニッツ係数は次のとおりとした。

- (1) 就労可能年数 67歳(就労の終期)とその者の年齢との差に相当する年数から18歳(就労の始期)とその者の年齢との差に相当する年数を控除したもののライズニッツ係数 67歳(就労の終期)とその者の年齢との差に相当するライズニッツ係数から18歳(就労の始期)とその者の年齢との差に相当する年数に対応するライズニッツ係数を控除したもの

平均余命年数とライプニッツ係数表

年齢 歳	男		女		年齢 歳	男		女		年齢 歳	男		女		年齢 歳	男		女	
	平均 余命 年数	係数	平均 余命 年数	係数		平均 余命 年数	係数	平均 余命 年数	係数		平均 余命 年数	係数	平均 余命 年数	係数		平均 余命 年数	係数	平均 余命 年数	係数
0	80	30.201	86	30.710	27	54	26.578	60	27.676	54	28	18.764	34	21.132	81	8	7.020	10	8.530
1	79	30.107	86	30.710	28	53	26.375	59	27.506	55	27	18.327	33	20.766	82	7	6.230	10	8.530
2	78	30.010	85	30.631	29	52	26.166	58	27.331	56	26	17.877	32	20.389	83	7	6.230	9	7.786
3	77	29.910	84	30.550	30	51	25.951	57	27.151	57	26	17.877	31	20.000	84	6	5.417	8	7.020
4	76	29.808	83	30.467	31	50	25.730	56	26.965	58	25	17.413	30	19.600	85	6	5.417	8	7.020
5	75	29.702	82	30.381	32	49	25.502	55	26.774	59	24	16.936	29	19.188	86	5	4.580	7	6.230
6	74	29.593	81	30.292	33	48	25.267	54	26.578	60	23	16.444	28	18.764	87	5	4.580	7	6.230
7	74	29.593	80	30.201	34	47	25.025	53	26.375	61	22	15.937	27	18.327	88	4	3.717	6	5.417
8	73	29.481	79	30.107	35	46	24.775	52	26.166	62	21	15.415	26	17.877	89	4	3.717	6	5.417
9	72	29.365	78	29.910	36	45	24.519	51	25.951	63	21	15.415	26	17.877	90	4	3.717	5	4.580
10	71	29.246	77	29.808	37	44	24.254	50	25.730	64	20	14.877	25	17.413	91	3	2.829	5	4.580
11	70	29.123	76	29.702	38	43	23.982	49	25.502	65	19	14.324	24	16.936	92	3	2.829	4	3.717
12	69	28.997	75	29.593	39	42	23.701	48	25.267	66	18	13.754	23	16.444	93	3	2.829	4	3.717
13	68	28.867	74	29.481	40	41	23.412	47	25.025	67	17	13.166	22	15.937	94	3	2.829	3	2.829
14	67	28.733	73	29.365	41	40	23.115	46	24.775	68	17	13.166	21	15.415	95	2	1.913	3	2.829
15	66	28.595	72	29.246	42	39	22.808	45	24.519	69	16	12.561	20	14.877	96	2	1.913	3	2.829
16	65	28.453	71	29.123	43	38	22.492	44	24.254	70	15	11.938	19	14.324	97	2	1.913	3	2.829
17	64	28.306	70	29.010	44	37	22.167	43	23.982	71	14	11.296	18	13.754	98	2	1.913	2	1.913
18	63	28.156	69	28.997	45	37	22.167	42	23.701	72	14	11.296	18	13.754	99	2	1.913	2	1.913
19	62	28.000	68	28.867	46	36	21.487	41	23.412	73	13	10.635	17	13.166	100	2	1.913	2	1.913
20	61	27.840	67	28.733	47	35	21.132	40	23.115	74	12	9.954	16	12.561	101	2	1.913	2	1.913
21	60	27.676	66	28.595	48	34	21.132	39	22.808	75	12	9.954	15	11.938	102	1	0.971	2	1.913
22	59	27.506	65	28.453	49	33	20.766	39	22.808	76	11	9.253	14	11.296	103	1	0.971	2	1.913
23	58	27.331	64	28.306	50	32	20.389	38	22.492	77	10	8.530	14	11.296	104~	1	0.971	1	0.971
24	57	27.151	63	28.156	51	31	20.000	37	22.167	78	10	8.530	13	10.635					
25	56	26.965	62	28.000	52	30	19.600	36	21.832	79	9	7.786	12	9.954					
26	55	26.774	61	27.840	53	29	19.188	35	21.487	80	8	7.020	11	9.253					

(注) 平均余命年数は「第22回生命表(完全生命表)」による平均余命の年数とし、その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り下げた。

別表Ⅲ

全年齢平均給与額（平均月額）

男	409,100円	女	298,400円
---	----------	---	----------

（注）本表は、平成30年賃金構造基本統計調査第1表産業計（民営＋公営）により求めた企業規模10～999人・学歴計の男女別の全年齢平均給与額（臨時給与を含む。）をその後の賃金動向を反映するため1.003倍し、その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入したものである。

別表Ⅳ

年齢別平均給与額（平均月額）

年齢	男	女
歳	円	円
18	193,200	171,100
19	211,400	188,800
20	229,600	206,500
21	247,900	224,200
22	266,100	241,900
23	277,100	249,600
24	288,000	257,200
25	298,900	264,900
26	309,800	272,600
27	320,700	280,300
28	330,500	283,000
29	340,200	285,700
30	350,000	288,400
31	359,700	291,200
32	369,500	293,900
33	377,900	296,600
34	386,300	299,300
35	394,600	302,100
36	403,000	304,800
37	411,400	307,500
38	418,800	310,100
39	426,200	312,600
40	433,500	315,100
41	440,900	317,700
42	448,300	320,200
43	454,100	321,500
44	460,000	322,700
45	465,900	324,000

年齢	男	女
歳	円	円
46	471,700	325,300
47	477,600	326,500
48	480,400	326,600
49	483,300	326,800
50	486,100	326,900
51	489,000	327,100
52	491,900	327,200
53	490,100	325,900
54	488,400	324,600
55	486,600	323,300
56	484,800	322,000
57	483,100	320,700
58	458,000	309,200
59	432,900	297,700
60	407,800	286,300
61	382,700	274,800
62	357,600	263,300
63	345,000	257,400
64	332,300	251,600
65	319,700	245,700
66	307,000	239,800
67	294,300	233,900
68	292,300	234,400
69	290,200	234,800
70	288,200	235,200
71	286,100	235,600
72	284,100	236,100
73～	282,000	236,500

（注）本表は、平成30年賃金構造基本統計調査第1表産業計（民営＋公営）により求めた企業規模10～999人・学歴計の男女別の年齢階層別平均給与額（臨時給与を含む。）をその後の賃金動向を反映するため1.003倍し、その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入したものである。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行し、同日以後に発生する自動車の運行による事故に係る自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払から適用する。